

みるびご約款

第1条(目的)

この約款は、大阪ガス株式会社(以下、「大阪ガス」といいます)、お客さまに対して、「みるびご」(以下、「本サービス」といいます)を提供する契約(以下、「本契約」といいます)の内容について定めるものです。

2.本サービスは、火災・ガス漏れ等の発生を未然に防止したり、災害拡大を防止するサービスではありません。

第2条(定義)

この約款において使用する用語の定義は、次の通りです。

①大阪ガス通信機器…ガスメーターと大阪ガスが契約するPHS通信装置またはガスメーター用無線子機と電話回線通信装置およびこれらの装置に接続する配線等をいいます。

②通信回線…大阪ガスが契約するLTE回線またはお客さまが契約する電話回線をいいます。

③LTE方式…大阪ガスが契約するLTE回線を用いて行う通信の方式をいいます。

④電話回線方式…お客さまが契約する電話回線を用いて行う通信の方式をいいます。

第3条(本サービスの内容)

本サービスは次の各号に定めるサービスから構成されます。各サービスの詳細については、別紙1の「本サービスを構成する各サービスの概要について」をご覧ください。

- 基本サービス
 - ・ガス消し忘れ通知サービス
 - ・ガス遠隔しや断サービス
 - ・日別のガスご使用量通知サービス
- オプションサービス
 - ・住宅用火災警報器、住宅用火災警報器による通知・かけつけサービス(以下、基本サービスと合わせて「火災みるびご」といいます)。
 - ・ガス未使用通知サービス(以下、基本サービスと合わせて「家族みるびご」といいます)。
 - ・健康相談サービス(以下、基本サービスと合わせて「健康みるびご」といいます)。
- お客さまは、基本サービスのみ、または基本サービスとオプションサービスを組み合わせてご契約いただけます(オプションサービスのみの契約はできません)。
- 本サービスにおいて、携帯電話(スマートフォンを含みます。以下同じ)を利用して、電子メールの受信、ガスのご使用状況の確認、またはガスメーターの遠隔しや断(以下、「電子メールの受信等」といいます)を行うためには、携帯電話の設定が必要です。詳細は、みるびご取扱説明書に記載の「メール・遠隔操作サービス利用説明書」をご確認ください。

4.大阪ガスは、火災みるびごに加入されお客さまに対し、本サービスの提供期間中、火災みるびごを提供していることを示すステッカーを大阪ガスが規定する枚数まで貸与します。

5.本条第1項第1号の日別のガスご使用量通知サービスおよび第2号のガス未使用通知サービスは、電話回線方式でご利用いただけます。

第4条(必要な機器・通信回線等)

大阪ガスは、本サービスを提供するにあたり、大阪ガス通信機器と大阪ガスSP監視センターとの通信を可能とするため、通信回線に大阪ガス通信機器を接続して使用いたします。

2.通信は、LTE方式を優先的に採用しますが、LTEの電波状況によって、大阪ガスの判断に基づいて電話回線方式を適用させていただくことがあります。

3.電話回線方式の場合は、以下の点につき承諾いただきます。

- 電話番号が市外局番から始まるないP電話等(例:050で始まるもの)、電話サービスによっては、本サービスをご利用できない場合があります。
- お客さまが電話サービスやお客さまの通信機器を変更しようとする場合は、事前に大阪ガスへの相談をおこなうこととします。
- 大阪ガスは、お客さまの電話サービスや通信機器・それらの変更に起因するお客さまの損害に関して、その責を負いません。

第5条(携帯電話)

本サービスにおいて、携帯電話を利用する場合、電子メールサービスおよびインターネット接続サービスを受けていることが必要です。

- 本サービスはショートメッセージサービス(Cメール・ショートメールなど)には対応していません。
- お客さまが、携帯電話を使用して、電子メールの受信等を行うためには、IDおよびパスワードが必要となります。当該IDおよびパスワードは大阪ガスにて事前設定し、施工時にお客さまにお伝えします。

4.大阪ガスは、電子メールの受信等について、電波不良、端末の設定等、原因の如何に関わらず、その機能の不具合によるお客さまの損害に関して、一切その責を負いません。

第6条(本サービスの開始)

本サービスのご利用開始日(以下、「サービス開始日」といいます)は、大阪ガス通信機器等の取付作業、および通信テスト終了した日とさせていただきます。

第7条(契約期間)

本契約は、お客さまに必要事項をご記入いただいた「みるびご契約書」(以下、「契約書」といいます)を、大阪ガスが受領し、大阪ガスがお客さまのお申し込みを承諾した日(以下、「契約日」といいます)から、効力が生じます。

2.本契約の期間は、契約日から開始し、サービス開始日から5年後の日が属する月の末日までとします。

3.契約期間満了日の1ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は、同一条件で1年間自動的に更新されるものとし、以降もまた同様といたします。

第8条(大阪ガス通信機器の維持管理)

お客さまは、善い管理者の義務をもつて、大阪ガス通信機器を管理します。何らかの原因により本サービス提供の遂行に支障をきたす事由(大阪ガス通信機器の破損等)が生じた場合、直ちに大阪ガスに連絡するものとします。なお、直ちに大阪ガスに連絡しないことにより、お客さまが損害を被ったとしても、大阪ガスはその賠償の責を負いません。

2.お客さまは、大阪ガス通信機器の取外し、分解、改造、修理、第三者への譲渡または転貸はできません。大阪ガス通信機器の移設等、現状からの変更を希望する場合は、事前に大阪ガスに連絡するものとします。また、お客さまは、大阪ガス通信機器に変更、毀損、紛失があった場合は、遅滞なく大阪ガスに連絡するものとします。この場合、大阪ガス通信機器の修理もしくは新たな大阪ガス通信機器の設置はお客さまに負担いただきます。

3.大阪ガスは、必要に応じ、大阪ガス通信機器の点検・交換・LTE回線の変更等の作業を行います。この場合、正当な事由がない限り、立ち入りを行うことを承諾していただきます。

4.大阪ガスは、本サービス終了の際、大阪ガス通信機器を撤去する場合があります。この場合、正当な事由がない限り、お客さま宅へ立ち入り、および大阪ガス通信機器の撤去を承諾していただきます。

5.お客さまは、1か月に1回の頻度で定期的に、別途定める要領に従い住宅用火災警報器、住宅用火災警報器からの信号送信テストを実施していただきます。なお、当該テストに要する通信費用はお客さまにご負担いただきます。

6.本サービスの異常または故障の発生時の点検・修理等については、原則営業時間内(平日9:00～17:30、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)に対応させていただきます。

第9条(対象物件への立ち入り等)

大阪ガスまたは大阪ガスの指定する第三者は、本サービスの遂行、維持管理、または撤去のために必要がある場合には、みるびごサービスを受けられる住居等(以下「対象物件」といいます)に立ち入ること

ができるものとし、お客さまは、当該立ち入りを承諾するものとします。

2.お客さまが対象物件を第三者に賃貸している場合、お客さまは、自己の責任で、対象物件の借主に対して、本サービスおよびこの約款の内容について説明し、借主の承諾を得るものとします。

3.お客さまが対象物件を第三者から賃貸している場合、お客さまは、自己の責任で、対象物件の貸主にに対して、本サービスおよびこの約款の内容について説明し、貸主の承諾を得るものとします。

4.大阪ガスは、お客さまが本条第2項または第3項に定める承諾を得なかったことにより生じた損害については一切責任を負いません。

第10条(サービス料金のお支払い)

お客さまには、大阪ガスに対して、契約書に記載のサービス料金(消費税等相当額を含みます。以下同じ)をお支払いいただきます。なお、次の各号の場合でも、サービス料金は減額いたしません。

- 電波不良、端末の設定の不具合等原因の如何に関わらず、携帯電話を利用した、電子メールの受信等の機能を利用できない場合。
- LTE方式のお客さまについて、LTEの電波状況により、各種サービスの利用ができない場合。
- 大阪ガスは、必要な場合、大阪ガス通信機器の点検を行ない、正常に作動するように修理いたします。大阪ガス通信機器が大阪ガスにより修理または原状回復されるまでの間、当該大阪ガス通信機器を用いて行うサービスの提供は停止されます。なお、この間ににおいてもサービス料金については、減額しないものとし、このことに起因する損害の賠償の責を負いません。
- 料金の算定は暦月を単位といたします。
- お客さまには、サービス開始日に属する月の翌月分からサービス料金をお支払いいただきます。
- 本サービスの解約日を含む月は、解約日の如何にかかわらず、大阪ガスに1ヶ月分のサービス料金をお支払いいただきます。

第11条(サービス料金に含まれない費用)

サービス料金には、次の各号に定める費用は含まれず、お客さまに別途負担いただきます。

- 電話回線方式の場合、利用通信回数に関する費用、および通信回線変更に関する費用
- 点検や修理に関する費用(お客さまに責の無い場合を除く)
- 携帯電話の維持・操作に関する費用(通話料金・パケット料金等)
- お客さまが大阪ガス通信機器を毀損・紛失された場合の、修理・回復に要する費用
- 大阪ガス通信機器の撤去後の損傷箇所等、原状回復に要する費用
- 大阪ガスSP監視センターに電話連絡された場合の通話に要する費用
- 健康相談窓口へ電話連絡された場合の通話に要する費用
- 住宅用火災警報器・火災警報器の購入代金またはリース費用

第12条(サービス料金のお支払い方法)

サービス料金は、当該月に大阪ガスに対してお支払いいただくべきガス料金と共にお支払いいただきます。なお、支払期日、支払方法はガス料金と同一といたします。

2.サービス料金のご請求額は、ガスの検針の際にお客さまにお渡しする検針票に記載いたします。別途領収書の発行いたしません。

3.サービス開始の時点に大阪ガスとガスの使用契約がない場合、払込票にてお支払いいただきます。大阪ガスまでご連絡いただくことで、口座振替およびクレジットカード払いに変更することは可能です。変更手続きが完了するまでは、払込票にてお支払いいただくこととなります。

4.大阪ガスのサービスを複数ご契約いただいている場合、サービスののご請求をまとめていただくことがあります。

第13条(サービス料金の改定・消費税等の税率変更)

大阪ガスは、物価上昇等経済情勢の変動その他の事由によりサービス料金を維持しがたい場合には、改定日の1ヶ月前までにお客さまに通知したうえで、サービス料金を改定いたします。

2.お客さまは、大阪ガスが前項の料金改定を実施した場合には、本契約を解約することができます。この場合、お客さまには、サービス料金の改定通知を受けた日から1ヶ月以内に、大阪ガスに解約を申し入れていただきます。この場合、第17条の規定にかかわらず、解約日はサービス料金の改定日の前日とし、解約日の属する月のサービス料金は、お支払いいただきます。

3.法令の改正により消費税等の税率変更によりサービス料金を改定する場合およびサービス料金の値下げ改定の場合は、本条第1項の規定にかかわらず、大阪ガスのホームページ等にてお知らせし、お客さまへ個別通知はいたしません。また、税率変更が実施される日の属する月から、サービス料金を新税率に基づいてお支払いいただきます。

第14条(一時停止期間の料金等のお支払い)

お客さまは、本サービスの一時停止を希望される日(以下、「停止日」といいます)の14日前まで大阪ガスに連絡することにより、本サービスを一時停止する事ができます。一時停止後に本サービスの再開を希望される場合は、大阪ガスに再度ご連絡いただきます。

- サービス停止日を含む月は、お客さまは大阪ガスに1ヶ月分のサービス料金をお支払いいただきます。その翌月から本サービスを再開される日を含む月まではサービス料金をお支払いいただく必要はありません。
- 第15条(お客さまによるガスの閉栓)

お客さまは、対象物件におけるガスの閉栓の使用を中止してガスを閉栓する場合において本契約の終了を希望するときは、大阪ガスにその旨を連絡するものとします。

2.大阪ガスに対してお客さまが前項の連絡をしたときは、本契約は、ガスの閉栓日をもって終了するものといたします。なお、お客さまが前項の連絡をしたときは、本契約は終了いたしません。契約が終了しないことに起因するお客さまの損害に関して、大阪ガスはその責を負いません。

第16条(ガスの供給停止一時閉栓)

お客さまが、大阪ガスとガスの使用契約を締結している場合において、ガス料金のお支払い遅延その他大阪ガスが定める供給停止事由に該当する事により、ガスの供給を停止した場合には、大阪ガスは、ガスの供給停止日(以下、「供給停止日」といいます)をもって、本サービスの提供を終了いたします。2.お客さまが、供給停止日の属する月の翌月から3ヶ月経過した月末までに、ガス料金ならびに本サービスのサービス料金をお支払いいただき、ガスの供給停止が解除された場合に、本サービスの提供の再開に支障が無いことを確認できた時点で、大阪ガスは、本サービスを再開いたします。

3.お客さまが、供給停止日の属する月の翌月から3ヶ月経過した月末までに、ガス料金ならびに本サービスのサービス料金のお支払いを完了いただけない場合は、本契約は第17条に基づき解約されたものとして取り扱います。その場合の解約日は供給停止日といたします。

4.お客さまが一時的に対象物件での都市ガスの使用を中止しガスを閉栓され、その後対象物件でガスの使用を再開された場合に、本サービスの提供の再開に支障が無いことを確認できた時点で、大阪ガスは、本サービス提供を再開いたします。

第17条(解約)

本契約の解約については、次項から第4項の規定によるものとします。お客さままたは大阪ガスから相手方に対して本契約解約の意思表示が到達した日を「解約通知日」といい、本契約が解約となる日を「解約日」といいます。

2.お客さまは、理由の如何にかかわらず、解約日の14日前までに大阪ガスに本契約の解約を連絡することにより、本契約を解約することができます。

3.大阪ガスは、理由の如何にかかわらず、解約日の1ヶ月前までにお客さまに本契約の解約を通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、大阪ガスは解約日の属する月のサービス料金は請求いたしません。

4.前項にかかわらず、お客さまにおいて次の事由が生じた場合、大阪ガスはお客さまに何らの通知を

要することなく本契約を解約し、本サービスの提供を終了することができます。この場合、お客さまは、本サービスの提供にかつた大阪ガスに対する債務の全てを直ちに弁済しなくてはならないものとします。この場合は、解約通知日をもって解約日とします。なお、お客さまには解約日の属する月のサービス料金をお支払いいただきます。

- ①お客さまの責に帰すべき事由により大阪ガス通信機器を滅失、毀損もしくは紛失したとき
- ②第8条第2項に違反されたとき
- ③お客さまが移転された場合等、ガスの使用契約が解約されたとき(本条第5項の場合は除く)
- ④料金のお支払い期日後20日以内にお支払いがないとき
- ⑤大阪ガス通信機器の修理または現状復旧が必要な場合において、大阪ガスからお客さまに対し、修理等の連絡を電話、訪問等の手段によって行ったにもかかわらず、1ヶ月以内に連絡がつかず、サービスの提供が停止されたままの状態にあるとき
- ⑥電話回線方式の場合で、お客さまの電話サービスに何らかの変更を加えられる(例、光電話の設置)ことにより、本サービスの提供が困難となると、または何らかの支障となることがあるとき
- ⑦電話回線方式の場合で、大阪ガス通信機器を接続した電話回線の変更や、お客さまの電話装置の増設等により、本サービスの提供が困難となるとき
- ⑧お客さまが本サービスのためにご利用されている住宅用火災警報器または住宅用火災警報器の有効期限が満了したとき
- ⑨本サービスの目的に反した使用が繰り返される等、お客さまが正常な方法でご使用いただけない場合で、大阪ガスからお客さまに改善を申し入れたにもかかわらず、状況が改善されないとき
- ⑩お客さまが、暴力団、暴力団関連企業をはじめとする反社会的勢力または、その構成員、または準構成員に該当することが判明したとき
- ⑪お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為

- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて大阪ガスの信用を毀損し、または大阪ガスの業務を妨害する行為
- (5)その他(1)から(4)に準ずる行為

②前各号に掲げる事由の他、大阪ガスが本サービスの提供上支障があると判断したとき

5.ご加入時に大阪ガスとガスの使用契約を締結されていたお客さまが、本サービス加入後に大阪ガスとのガスの使用契約を解約し、大阪ガス以外のガス会社との間でガスの使用契約を締結された場合でも、本サービスは継続いただけます。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に關し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。

6.大阪ガスとガスの使用契約を締結していない場合、ガス料金と同時納付できないため、必要となる費用として、サービス利用料や本条第8項に記載の解約手数料に加えて77円(税込)/月・支払方法※をお支払いいただきます。ただし、大阪ガスの指定する取次事業者とガスの使用契約を締結している場合は対象外とします。

※支払方法は、払込み、口座振替およびクレジットカード払いのいずれかとなります。

※複数サービスをご利用いただいている場合に、各サービスの振替口座が異なる場合は、1口座当たり77円(税込)/月お支払いいただきます。

(例)以下の場合、料金収納場所は308円(税込)/月となります。

Aサービス:X銀行の口座振替(口座①)

Bサービス:X銀行の口座振替(口座②)

Bサービス:Y銀行の口座振替

Cサービス:Z会社のクレジットカード払い

※同一の口座や同一のクレジットカードからの支払いの場合でも、お客さまのご要望により、複数サービスについて個別の金額を明示して請求させていただいている場合は1サービス当たり77円(税込)/月お支払いいただきます。

7.前項の場合は、本契約の内、大阪ガスとガスの使用契約を締結している事を前提とする規定は適用されません。

8.お客さまのご都合による解約の場合、解約手数料として1,650円(税込)を、解約日が属する翌月に、サービス料金と同一の支払方法にてご負担いただきます。但し、第7条第3項の規定により自動更新をされた後の契約期間において解約される場合を除きます。

第18条(契約書記載内容の変更)

契約書の記載内容(連絡先電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかに大阪ガスにその変更内容をご連絡いただきます。

2.前項の連絡がないことにより、本サービスの提供に支障が生じても大阪ガスはその責を負いません。

第19条(損害賠償)

大阪ガスは、本サービスの提供にあたって、大阪ガスの責に帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとします。本サービスは、通信回線を通じて、お客さま宅のガスのご使用状況等をご連絡するサービスであり、火災・ガス漏れ等の発生を未然に防止したり、災害拡大を防止するサービスではありません。従いまして、大阪ガスはお客さま宅で火災・ガス漏れ等が発生した事によりお客さまが被られた損害について、本契約に基づいて賠償する責を負いません。これらの火事・損害に対する備えとして、火災保険にはお客さまご自身でご加入下さい。

【大阪ガスが賠償する責を負わない損害の例】

- ①天災地変、暴動、通信回線(お客さまが設置された通信機器等を含みます)の障害、停電、その他不可抗力による損壊等により大阪ガスがお客さまに本サービスの提供ができなくなったことに起因する損害
- ②大阪ガス通信機器に含まれない機器・起因する損害
- ③大阪ガス通信機器を、お客さまが大阪ガスの承諾を得ずに移設、変更、撤去、分解および加工等を行うなど、お客さまの管理上の取扱いによるお客さまの故意や過失により生じた損害
- ④大阪ガスの責に帰さない大阪ガス通信機器の常時または故障、および大阪ガス通信機器または配線の取扱いの過誤に起因する損害
- ⑤火災発生時の消防署員や侵入発生時の警察署員による入口・扉等等の破壊による損害
- ⑥お客さまの責に帰すべき事由(サービス料金のお支払いがない場合を含みます)ならびにお客さまおよび大阪ガスのいずれの責にも帰さない事由により、本サービスを提供できなかったことに起因する損害
- ⑦大阪ガス通信機器の修理等正当な理由にもとづき、大阪ガスが本サービスの提供を停止している間の損害
- ⑧大阪ガスの所有する大阪ガス通信機器の取壊と本サービスが提供できないこととの因果関係が認められない場合の損害
- ⑨お客さまの通信機器の設定変更・書き換え・機器交換、および通信回線の變更に起因する損害(大阪ガスの承認を得た場合を除く)
- ⑩ガスメーターの遠隔しや断ができなかった事にによる損害
- ⑪お客さまの申込内容の変更や、大阪ガス通信機器について、何らかの原因により本サービス提供の遂行に支障をきたす事由(大阪ガス通信機器の破損等)が生じたにもかかわらず、お客さまが大阪ガスへの連絡をされたいことに起因する損害
- ⑫本サービス対象の不動産自体の取壊もしくはお客さまの管理上の取壊またはお客さまの故意や重過失により生じた場合の損害
- ⑬電波不良、端末の設定、大阪ガスサーバー等の不具合等原因の如何に関わらず、携帯電話を利用した、

電子メールの受信等の機能を利用できない場合の損害

⑭LTE方式のお客さまの場合、周辺環境等の事情によりLTE電波状況が変動し、各種サービスの利用ができない場合の損害

⑮本サービス対象に設置されたセンサー等およびお客さままたはお客さまに係わる関係者が、大阪ガスの承諾を得ずに移設、変更、再設置、分解および加工等を行ったこと起因して発生した損害

⑯その他客観的に判断して賠償責任に相当する場合の損害

第20条（ガス自動検針）

ガス自動検針は、通信回線を通じてガスマーターの計量値を自動的に読み取り、検針するものです。2. 大阪ガスは、本サービスをご利用の対象物におけるガスマーターの検針は、原則としてガス自動検針とさせていただきます。ただし、回線の不具合等の事由によりガス自動検針ができない場合もしくは大阪ガスが判断した場合は、検針員が視視による検針にお伺いします。

3. 電話回線方式の場合は、お客さまの電話回線を利用させていただきます。なお、検針にかかる通話料については、大阪ガスが負担いたします。

4. 大阪ガスは、大阪ガス通信機器を利用し、ガス自動検針やガス安定供給および保安維持のためにガスマーターと通信を行うことができます。

5. 本サービスを解約した場合においても、大阪ガス通信機器を設置している限り、お客さまは本条第1項から第4項に承諾いただきます。

第21条（協議事項）

お客さまと大阪ガスは、本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

第22条（業務委託等）

大阪ガスは、本サービスの業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託することがあります。

第23条（クーリング・オフ）

本サービスのクーリング・オフに関しては、みるびこ契約書の記載内容をご覧ください。

第24条（守秘義務）

お客さまおよび大阪ガスは、本サービスを通じて知り得た秘密情報（技術情報、お客さま情報等）を善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者へ漏らしてはなりません。このことは本サービス終了後も同様とします。

第25条（お客さま情報の取り扱い）

大阪ガスは、お客さまの個人情報、大阪ガスホームページに記載の「プライバシーポリシー」および「お客さま情報の利用目的について」に基づき取り扱います。

2. 大阪ガスは、業務品質向上等のため通話録音をさせていただきますことがありますが、お客さま・利用者・緊急連絡先からの録音内容の確認のご依頼には対応いたしません。

第26条（相互協力）

お客さまおよび大阪ガスは互いに協力し、信義を守り誠実に本規程に従うものとし、本規程に定めのない事項および疑義の生じた事項については、お客さまおよび大阪ガスの協議により誠意をもって解決するものとします。

第27条（管轄裁判所）

本契約または本サービスの提供に関して、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（本約款の改定）

大阪ガスは、本サービスの約款を予告なく変更させていただきますことがあります。なお、変更後の約款につきましては、大阪ガスのホームページ等にお知らせいたします。

第29条（本約款の適用期間）

本約款は、2019年10月1日から有効とします。

本サービスを構成する各サービスの概要について

「みるびこ」の各サービスは、次の通りです。なお、本サービスは、日本語のみでの提供となります。

■基本サービス

1. ガス消し忘れ通知サービス

《ガスマーターのガス連続使用信号の通知》

大阪ガスSP監視センターは、ガスの消費量区分毎にあらかじめ設定された時間以上、お客さまが連続して一定量以上のガスを使用した場合に、ガスマーターから通知を受け、登録のメールアドレスへメールを送信（システムによる自動対応）、または電話連絡先に登録された電話番号に架電など、ご連絡します。連絡時間（通知）の初期設定は、下表の通りに設定されています。電話連絡は電話口に出られた方に通知し、連絡先が複数ある場合、上位の連絡先につながるれば、下位の連絡先には連絡いたしません。お客さまのご自宅に電話連絡した際に、ご不在等の理由でお客さまが電話に出られなかった場合は、遠隔操作でガスマーターをしゃ断します。

連絡時間（通知）の初期設定

ガスの消費量の目安	メールでのご連絡（通知）	電話でのご連絡（通知）
ガス消費量が小さい器具 ・ガスコンロ ・ガスファンヒーター ・ガス温水床暖房 ・ガス温水浴室暖房乾燥機など	60分 ・1回目のお知らせ以降60分間隔でお知らせします。(30分・90分に変更可能) ・電話でのご連絡はいたしません。	・夏期 150分 ・冬期 360分
ガス消費量大きい器具※1 ・給湯器 ・風呂釜 など	・右記の、電話連絡後はメールでのご連絡は停止されます。	・夏期 60分 ・冬期 80分

※1「ガス消費量大きい器具」はガス流量が約20.8kW以上の場合を指します。約20.8kWを超える場合には、電話連絡のお知らせ時間はガス流量に応じて30分～70分のみとなり、メールのお知らせは設定時間にかかわらず、ございません。

・メールでのご連絡時間（最初のお知らせ時間・その後のお知らせ間隔）は30分・60分・90分から選択でき、時間の変更はお客さまの携帯電話で行っていただきます。

・電話でのご連絡時間の、冬期から夏期への変更は4から5月、夏期から冬期への変更は10月に行います。（変更日は、大阪ガスの判断で取り決めます）。

・電話でのご連絡時間を変更されない場合は、大阪ガスSP監視センターまでご連絡ください。

・ガスマーターのガス連続使用の通知に関するご注意等

①ガス消し忘れ通知サービスには、調理器具のこげつきや立ち消えを防止する機能はありません。また、お風呂の沸かしすぎを防止する機能はありません。

②通知するガス流量は、約0.62kW以上になります。調理器具のとり火、その他のガス器具の口火・種火等で約0.62kW未満の流量範囲であった場合は通知しません。

③ガスマーターの号数が10号から16号の場合は、電話連絡時間は720分となり、変更することはできません。なお、メールによるお知らせはできません。

④通常、調理器具で約720分、一般的な風呂釜で約150分の連続使用で、ガスマーターの安全機能が作動しガスをしゃ断いたしますが、機器の破損、出火等事故の原因となる場合もあります。十分ご注意ください。ご了承ください。

・遠隔操作によるガスマーターのしゃ断に関するご注意等

①遠隔しゃ断はガスマーターでガスを止めるものです。個別のガス器具を止めることはできません。

②何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は（お客さまが携帯電話の操作により、ガスマーターの遠隔しゃ断ができなかった場合を含みます）、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスマーターの元栓でガスを止める処置をとらせていただきます。この処置のために、敷地内に入り立ちることがあります。ただし、オートロック等の理由により係員がガスマーター設置場所への立ち入り困難な場合や門扉等の破壊が必要な場合等、やむを得ない理由により、しゃ断できないことがあります。

③「電話回線方式」の場合、大阪ガスの通信専用電話番号(下記)を着信拒否設定されると、ガスマーターの遠隔しゃ断サービスが実施できません。着信拒否設定をされないようお願いいたします。大阪ガス通信専用電話番号(機能確認兼用※) 06-6585-3178

※「大阪ガスSP監視センター」の担当者のお話はできません

《ガスマーターの安全機能作動時のしゃ断信号の通知》

ガスマーターは安全機能が作動した場合ガスをしゃ断し、警報ランプを点滅させます。この場合、ガスマーターはしゃ断信号を大阪ガスSP監視センターに通知します。

大阪ガスSP監視センターは、登録のメールアドレス、または電話連絡先に登録された電話番号に、メール（システムによる自動対応）や電話で連絡をとり、しゃ断の理由、ガスのご使用状況に応じた対応方法、状況により復帰の方法を説明します。お客さまご不在の場合は、あらかじめお伺いしてある連絡先へ連絡いたします。この場合の連絡は電話口に出られた方に通知し、連絡先が複数ある場合、上位の連絡先につながるれば、下位の連絡先には連絡をいたしません。

なお、ガスマーターの安全機能は下記の場合に作動し、ガスマーターをしゃ断します。

・メーターの大きさ（号数）で決められた以上の量のガスが流れた場合（ガス器具を一度にたくさん使用した場合、ガス器具を大型のものに取り替えた場合、ゴムホースを誤って外した場合、工事等でガスマーター下流側のガス管を破損した場合等）

・流量に変化がなくガスを長時間連続して使用している場合、

・ガスマーター上流側でガスの供給圧力が約0.3kPa以下に低下した場合、

・震度約5以上の揺れを感じた場合（ただし、地震の場合は電話会社の電話回線の制限や通知の集中があるため、大阪ガスSP監視センターへの通知、大阪ガスSP監視センターからお客さまへのメール（システムによる自動対応）および電話連絡が行われない場合があります。）

《ガスマーターの微量ガスもれ警報信号の通知》

ガスマーターは微量のガスが30日間連続して流れている場合、安全機能が作動し、警報ランプを点滅させます。この場合、ガスマーターは警報信号を大阪ガスSP監視センターに通知します。

大阪ガスSP監視センターはお客さまに電話連絡をとり、ガスのご使用状況の確認、状況に応じた対応方法を説明します（メールでのご連絡はいたしません）。ガスの微量もれが疑われる場合には、大阪ガスの係員が出勤します。

湯沸器等の種火等を30日以上続けてお使いになっていると、ガスの微量もれと同じ判定がなされ、警報信号が通知されます。この場合は、お客さまのご都合のよいときにガスを1時間以上止めていただきます。

2. ガス遠隔しゃ断サービス

お客さまが、外出先でガスの消し忘れが気になられた場合等に、利用説明書に基づき、登録された携帯電話を操作することにより、ガスマーターの遠隔しゃ断や、ガスのご使用状況の確認を行うことができます。

また、お客さまから、大阪ガスSP監視センターにお電話していただいた場合にも、大阪ガスSP監視センターは同様のガスマーターの遠隔しゃ断、ガスのご使用状況の確認を行います。

・ガス遠隔しゃ断サービスに関するご注意等

前述の「1. ガス消し忘れ通知サービス《ガスマーターのガス連続使用信号の通知》遠隔操作によるガスマーターのしゃ断に関するご注意等」に記載のご注意点と同じです。

3. 日別のガスご使用量のお知らせサービス

LTE通信装置は、大阪ガスが設定した時間にガスマーターの指針値を読み取り、1カ月に1度、大阪ガスSP監視センターに通知し、大阪ガスSP監視センターは、登録された携帯電話に、1ヶ月間の日別のガスご使用量をメール（システムによる自動対応）で連絡します。

・日別のガスご使用量のお知らせに関するご注意等

①データ取得時間の違い等により、検針票に記載のガスご使用量と、メールで連絡するガスご使用量が異なる場合があります。ガス料金は、検針票に記載のガスご使用量に基づきます。

②ガスご使用量お知らせサービスは、「LTE方式」でご提供しているお客さまのみご利用いただけるサービスであり、「電話回線方式」でご提供しているお客さまはご利用いただくことはできません。

③ガスマーターを交換した場合や、ガスマーターの指針値取得がエラーとなった場合等では、1日のガスご使用量を確認することはできません。

■オプションサービス

1. 火災のみびこ

①ガスもれ通知対応

住宅用火災警報器が、ガスもれの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を通知します。監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用火災警報器の吹鳴状況を確認すると共に、ガス臭気の有無とガス機器の使用状況をお客さまに確認します。台所におけるガスもれの早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としります。ガスもれの発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出したりするサービスではありません。

②「住宅用火災警報器による台所通知（ガス）」は、台所におけるガスもれの早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としります。ガスもれの発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出したりするサービスではありません。

・ガスもれ警報時、ガス臭気があるとき、ガス警報器「びびこ」が継続して吹鳴しているとき、監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。また、監視センターからガスマーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備点検を行います。

・お客さまご不在のとき、監視センターからガスマーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、可能な範囲でガス設備を点検いたします。また、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号へ連絡します。

・何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスマーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

②不完全燃焼通知対応

住宅用火災警報器が、不完全燃焼排気ガスの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を通知します。監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用火災警報器「びびこ」の吹鳴状況を確認すると共に、ガス機器の使用状況をお客さまに確認いたします。

・台所における不完全燃焼の発生（一酸化炭素の発生）の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。不完全燃焼の発生を未然に防止し、発生したガスを拡散・排出するサービスではありません。

・不完全燃焼排気ガス警報のとき、監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。

・使用中のガス機器がない場合、あるいは使用中のガス機器を使用中止し緊急処置（窓の開放）をとっていただいた後も、なお住宅用火災警報器「びびこ」の吹鳴が継続している場合は、監視センターからガスマーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備等を点検いたします。

・使用中のガス機器を使用中止し、窓を開放していただくことにより、住宅用火災警報器「びびこ」の

吹鳴が停止した場合は、当該ガス機器の使用を禁止させていただきます。また、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備等を点検いたします。

・お客さまご不在のとき、監視センターからガスマーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し可能な範囲でガス設備を点検いたします。また、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号へ連絡します。

・何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスマーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

③火災通知対応

住宅用火災警報器および住宅用火災警報器の火災センサーが、火災を検知した場合、警報ランプ、警報音でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を通知します。監視センターは直ちにお客さまに電話で連絡をとり、住宅用火災警報器および住宅用火災警報器の吹鳴状況、火災の状況を確認いたします。

・火災の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったりするサービスではありません。

・火災が発生していることが確認された場合、監視センターからガスマーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。お客さまより消防機関へ通知いただくことにも、OSS等のピートエンジニアが出勤し、点検を行います。

・お客さまご不在の場合、監視センターからガスマーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。その後、OSS等のピートエンジニアが出勤し、外周点検を行います。点検の結果、異常を確認した場合は消防機関等へ連絡します。また、お客さまのご指定の緊急連絡先電話番号へ連絡いたします。

・何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスマーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

④お客さま宅の鍵をお預りする事はございません。

2. 家族のみびこ

LTE通信装置は、1日に1回、大阪ガスが設定した時間にガスマーターの指針値を読み取り、前回指針値と今回指針値の差分がゼロであった場合（ガスのご使用がなかった場合に）、ガス未使用信号を大阪ガスSP監視センターに通知します。

通知を受けた場合、大阪ガスSP監視センターは、登録された携帯電話にメール（システムによる自動対応）で連絡します。

・ガスの未使用のお知らせに関するご注意等

①大阪ガスSP監視センターは、電話でのお客さま（ご利用者・登録された連絡先）への連絡や、ガスの未使用理由の確認、駆けつけ等はいりません。

②ガス未使用お知らせサービスは、「LTE方式」でご提供しているお客さまのみご利用いただけるサービスであり、「電話回線方式」でご提供しているお客さまにはご利用いただくことはできません。

3. 健康のみびこ

①健康・介護に関する電話相談および情報提供を24時間受けられるサービスです。医療行為や健康指導を行うものではありません。

②ご相談の日目安時間は15分～20分とします。

③相談員の指名は承っておりません。

④ベットに関するご相談は承っておりません。

⑤ご相談のお電話が込み合っている場合には、後ほど相談員からおかけ直しするケースもありますのでご了承ください。

■その他

大阪ガスは、登録された携帯電話に、大阪ガスグループの情報等をメールでお知らせする場合があります。

お客さま情報の利用目的について

当社は、本契約の申込み受付等により、お客さまの個人情報（お客さまの氏名・住所・電話番号等）を取得いたしますが、これらの個人情報には以下の目的に利用させていただきます。

①エネルギー供給およびその普及拡大

②エネルギー供給設備工事

③エネルギー供給設備、消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・取替・点検等の保安活動

④漏洩・火災通知、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関するサービスの提供

⑤エネルギー消費機器、警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス

⑥上記各種事業に関するサービス・製品ののお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発

⑦その他上記①から⑥に附属する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、保証サービス会社、協力会社（サービスショップ、メンテサービス会社、工事会社等）等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。